

石川 PJ 月報 11 月・12 月号（その 2）

【Ⅰ】大阪府・京都府における非行少年等の立ち直り支援事業に関する聞き取り調査

(1)大阪府・京都府の非行少年等立ち直り支援事業に関する聞き取り調査(2011 年 12 月 21 日実施)

【Ⅱ】札幌市・横浜市・北九州市の連携モデルに関する補充調査

(1)学校・教育委員会に関する補充調査（2011 年 12 月 26 日・27 日実施）

(2)児童相談所に関する補充調査（2011 年 11 月 29 日および 12 月 27 日実施）

【Ⅰ】大阪府・京都府における非行少年の立ち直り支援事業に関する聞き取り調査、および内閣府「子ども・若者育成支援事業」に関する勉強会

以下では、「その 1」でご紹介した滋賀県「あすくる」に引き続き、とりわけ非行少年等の立ち直り支援に力を入れている大阪府・京都府の取り組みの調査結果をご報告いたします。

(1)大阪府・京都府の非行少年等立ち直り支援事業に関する聞き取り調査(2011 年 12 月 21 日実施)

滋賀県の「あすくる」を訪問した際に、大阪府・京都府が同様の立ち直り支援事業を実施しているという話を伺い、その実情および「子ども・若者支援地域協議会」とのタイアップの可能性に関する調査を実施しました。

参加者と調査結果の概要は以下の通りです。

参加者

1. 早稲田グループ(全 2 名)

①宍倉悠太(早稲田大学社会安全政策研究所研究助手／研究代表者及びその率いるグループ／連携研究者)

②日向智成（早稲田大学法学部 4 年／研究アルバイト）

2. 大阪府応対者(全 2 名)

①千葉洋二（大阪府警察本部警務部警務課付/大阪府政策企画部青少年・地域安全室派遣/警部補）

②松村実(大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課 非行防止対策グループ主査)

3. 京都府応対者(全 2 名)

①野木 孝洋(京都府府民生活部青少年課 副課長)

②中川 敏也(京都府府民生活部青少年課 主査/京都府警からの派遣警察官)

調査結果概要

(A) 大阪府における非行少年立ち直り支援事業に関する聞き取り調査

①沿革

大阪の体感治安の悪化を象徴する街頭犯罪の「ひったくり」について、平成 15 年までの

27 年間の発生件数は、全国 1 位が続いていた（平成 21 年まで 34 年間、全国 1 位。）。一方で街頭犯罪の中心が少年であり、安全なまちづくりの取り組みの一環として、大阪府では、平成 15 年度に少年非行への取り組みを従来にも増して強力に進めることとした。非行少年の立ち直り支援について、太田房江知事府政の 2004（平成 16）年から知事部局としても積極的に参画することとなり、生活文化部次世代育成支援室青少年課で担当することになった。具体的には、それまで府警本部少年課が運営していた「少年補導センター」に青少年課からケースワーカー等を配置する形で開始された。また、このときに「少年補導センター」の名称を「少年サポートセンター」と改称している。その後、2009（平成 21）年に橋下徹知事の下、総合治安対策の一環として少年非行防止対策を進めるという認識から、青少年課は危機管理監のもと、治安対策課とともに青少年・地域安全室内に組織されることになった。この時に警察官 6 名が大阪府警から府庁へ派遣されることとなり、府庁と府警の連携強化が図られた。

②実施体制

府内 10 か所に設置された少年サポートセンターの中に少年課が所管する「少年育成室」と、青少年課が所管する「育成支援室」が置かれ、双方が連携して立ち直り支援を実施している。「少年育成室」には警察官および少年補導職員等が配置され、主として街頭補導、少年相談などを行っており、一方「育成支援室」にはケースワーカーおよび非常勤嘱託員（警察 OB・教員 OB など）が配置され、主として立ち直り支援と非行防止・犯罪被害防止教室を担当している。少年育成室が父親的役割を、育成支援室が母親的役割を担うという体制の下で、支援を実施していることが特徴である。

対象は、警察、学校、児童相談所などから紹介があった中学生を中心とする少年であり、(a)補導をした少年や、府民からの相談および学校からの紹介などがあった少年の中で、少年育成室が継続的に支援する必要があると判断した少年（20 歳未満）、および(b)警察、学校、児童相談所などから紹介があった少年の中で育成支援室が継続的に立ち直り支援を必要であると認めた少年である。

③ケースワーカーによる立ち直り支援の内容

立ち直り支援を行う少年について、それぞれの少年サポートセンターで、育成支援室のケースワーカーが受付けを行う。10 か所の少年サポートセンターを 3 ブロックに分けて、ブロックごとにケースワーカーが集まる「ブロック会議」や、全体で月一回行う「ケースワーカー会議」を、支援を行う少年に関する受理会議として位置付けており、各ケースの受理の判断を行っている。受理が決定すると初回面接日を設定し面接を行い、保護者からの承諾書をもった上で支援票を作成し、立ち直り支援を開始する。支援票は 3 か月単位で作成し、事業実施のたびに実施報告を作成し、事業の実施内容と支援の状況を記録する。

立ち直り支援事業の期間は 3 か月単位としている。支援事業期間の終了にあたって、少年の状況と支援の効果を検証して支援報告書を作成する。少年の状況に応じて更新を行う。さらに、問題行動の改善等により支援を終了した後は、少年のフォローアップを含め、追跡調査も実施しており、事業終了前に保護者および少年の了解を得た上で、事業終了後の 1～3

か月後、半年～1年後に状況を確認している。

④具体的な活動内容

各少年サポートセンターの育成支援室において、ケースワーカーが少年の面接を行い、非行の原因究明にあたる。その中で少年たちが、自分たちを見つめなおし、自己変容につながる機会の提供を行うことで、非行からの立ち直りができるよう支援している。

自己変容につながる機会の提供として、体験活動等を通したプログラムを実施している。例えば、苦手な勉強に取り組むことで、忍耐力や集中力をつけるとともに怠学傾向の改善をめざすための学習支援や、興味、関心に応じてチームの一員としての一体感を感じたり、ルールを守ること等を学ばせるための音楽・スポーツ活動等を行っている。

個人や少人数を対象とした支援が多いが、集団での活動も実施しており、立ち直り支援を行う少年を集めて川の清掃を行うなど、社会貢献活動や他機関との共働事業も実施している。具体的には、NPO 法人が運営する資料館「あくあぴあ芥川」周辺での河川清掃活動への参加や、土木事務所と協力しての落書き防止のための壁画作りなどを実施している。

立ち直り支援の状況としては、主な対象少年は中学生であるが、近年では低年齢化傾向にあり、小学生も参加している。また、性別は男子が 6～7 割。女子 3～4 割であり、相談件数は警察と児相からがほぼ半数ずつである。事業数は年間のべ 2,000 件、子どもの数でいうと 500 名程度になる。

⑤課題

・保護者の同意

立ち直り支援について、基本的には任意の参加としている以上、親の同意がなければ、実施することができない。このため、親の同意がない場合、少年に関わりたくても少年サポートセンターが関与できないケースがある。保護者が立ち直り支援に納得しない理由としては、保護者自身が躰を行うと主張して同意しない場合や、警察が関与する機関に関わることに難色を示す保護者もいる。今後、少年サポートセンターの立ち直り支援に対して、より保護者の賛同が得られるように取り組んでいきたい。

・就労支援

非行少年の立ち直りあたって、就労活動が効果的であると認められている場合もあるが、非行少年の就職口の確保が容易ではない。少年サポートセンターにおいても、就労支援について問題意識を有しているが、十分に対応はできていない。現実には、学校の教員が個人的な関係等を活用してサポートしているが、アルバイトなどは紹介できても、正規職員としての就職となると難しい面も多いとのことである。

・非行の背景に虐待の疑いがある事案への対応

非行の背景に虐待の疑いがあるケースを発見した場合、どの時点で児童相談所に関わってもらうべきかという判断について迷うことがある。特に立ち直り支援を行っている際に、少年サポートセンターが児童相談所への通告を行った場合、結果的に保護者と少年を引き離すことにもなることから、保護者との関係悪化が懸念される。また、仮に少年サポートセンターでしばらく様子を見ることにした場合でも、立ち直り支援を行う時間が限られているため、

少年サポートセンターが少年と関わっているにも拘らず虐待に気がつかないということも起こり得る。このため、警察、学校、児童相談所、少年サポートセンターなどにより、個別少年に対するサポートチームを立ち上げることで、様々な視点での少年への関りはもとより、できる限り長時間での関与を図るように努力しているとのことである。児童相談所では、虐待の増加に対応出来るような職員の確保について、財政・人力的にも厳しい状況のようである。

・育成支援室の体制の変遷

平成 22 年度までは、ケースワーカーは各サポートセンターに 1 名ずつの計 10 名と、全サポートセンターの統括をする課長補佐を加えて合計 11 名で運営してきた。平成 23 年度から少年サポートセンターの見直しに伴う人員削減により課長補佐含む、計 9 名体制になった。2 つのセンターをケースワーカー一人で担当する状況も生じており、10 ヶ所の少年サポートセンターで立ち直り支援をなんとか維持しているところである。

⑥子ども・若者支援地域協議会とのタイアップの可能性

現在、大阪府では「子ども・若者育成支援推進法」を踏まえ、ひきこもり等の青少年を支援するため、市町村での地域支援ネットワーク構築に向けて市町村との連絡会などを設置しているが、「子ども・若者支援地域協議会」の設置までには至っていない。

今後の取り組みで非行少年も絡めて、法の趣旨に添う形にしていきたいとは考えているとのことであった。

(B) 京都府における非行少年立ち直り支援事業に関する聞き取り調査

①沿革

京都府は少年人口に占める少年刑法犯の割合が全国でも上位にあり、その背景事情も複雑・多様化する状況にあった。こうした状況に対し府としては「家族の力や地域社会の力が低下したことへの対応」という観点から対策を考えた。おりしも文部科学省が「問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業」の募集をしており、モデル事業として 2004(平成 16)年度から 2008(平成 20)年度まで委託を受けて実施したものが現在の立ち直り支援施策の原型である。2009(平成 21)年度からは国の補助がなくなったが、立ち直り支援を実施した子どものうち、変容を認めた者の割合が 84%であったため、事業を継続すべきと考え、「青少年すこやか体験サポート事業」という名称で現在も事業を実施している。

②実施体制

京都府府民生活部青少年課が所管する事業であり、社団法人京都府青少年育成協会へ委託することで実施している。体験活動のコーディネーターとして教員 OB を採用し、青少年育成協会に配置している。(2009 年度からは、「コーディネーター」を「スーパーバイザー」に名称変更。)。同時に「体験活動サポーター」を保護司・BBS 等から委嘱しており、個々の体験活動の際に同行してもらうことにしている。

事業の対象となるのは非行等の問題を抱える少年だが、警察に検挙されるなど非行を犯した後の少年だけでなく、中退者や不登校の問題を抱えている少年など、幅広い対象少年を受

け入れている。そのため、対象少年は小学校高学年から大学生まで広範囲に及ぶ。また、基本的に対象は 20 歳未満だが、場合によって 20 歳を超えた者も対象となることもある。

立ち直り支援事業の申請は、保護者または少年本人から相談を受けた機関(少年サポートセンター・警察署、児相、学校、少年補導センター、保護司等)を通じて、青少年育成協会に対して行われる。申請を受けた後に保護者・子どもと面談を行い、立ち直り支援事業について説明する。面接で了解を得た後に、コーディネーターが子どもに合うメニューを選定し、体験活動を実施する。実施に際しては、体験活動サポーターとして、BBS 会員や保護司が参加し、青少年課職員も立ち会うことがある。

体験活動は上限を 10 回として実施される。2009（平成 21）年度までは 5 回が上限だったが、仮に週一回行う場合でも一か月程度で終わってしまうため、より長期間の支援ができるように、平成 22 年度からは回数を 5 回より多く実施できるように変更した。とりわけ職場体験事業については、就労支援へつなげるため、20 回まで実施可能としている。2012(平成 24)年度以降は、福祉の総合相談機関である「京都家庭支援総合センター」に非行少年等を対象とした「立ち直り支援チーム」を新設し、支援期間を延ばすことで長期的な「寄り添い型支援」を実施する方向で検討している。

③立ち直り支援の内容

支援団体は 64 あり、ボクシングなどのスポーツ体験・アウトドア・福祉体験・職業体験など多岐にわたる。

実施件数は、モデル事業が終了した 2009(平成 21)年度に 12 件まで減少した。(16~19 年度が合計 84 件、20 年度は 29 件。)。この背景には、事業の認知度が低かったことと、21 年度から府の事業としたことで予算が縮小し、コーディネーターが常勤から非常勤となったため活動が消極化したことがあった。この状況を受け青少年課は、2010(平成 22)年度から京都府警との間で 1 名ずつ人事交流を開始した。また、府警と教育委員会との人事交流も進められており、事業の認知度が警察内部で高まったことと、学校との連携をとりやすくなったことで、特に警察の補導から立ち直り支援事業につながるケースが増え、相談件数は 22 年度から回復傾向にある。

④課題

支援の実施回数を増やしたものの、そもそも非行傾向のある子どもは支援事業に参加させても長続きしないことが課題となっている。今後は、非行少年等の「立ち直り支援チーム」を新設し、立ち直り支援コーディネーターを中心に少年一人ひとりに適した支援プログラム（カウンセリング・体験活動・学習支援・職場実習・就職相談・保護者相談・交流会等）を作成し、関係機関が一体となって「寄り添い型支援」が実施できる体制を検討中である。

⑤子ども・若者支援地域協議会とのタイアップの可能性

ニート・引きこもりへの支援に関して、京都市では子ども・若者支援地域協議会を立てて実施しているが、京都府では地域協議会の設置はあまり進んでいない。京都府では全国に先駆けて「チーム絆」という事業で、NPO 等の地域団体と一緒に出前型の引きこもり支援を

府域全体に事業展開していたことが、その背景にあるといえる。

【Ⅱ】札幌市・横浜市・北九州市の連携モデルに関する補充調査

以下では、札幌市・横浜市・北九州市における多機関連携モデルの解明に関して実施した補充調査の結果を報告します。

(1) 学校・教育委員会に関する補充調査（2011 年 12 月 26 日・27 日実施）

2011 年 9 月に札幌市を訪問した際、学校を起点とした多機関との連携の仕組みとして「学校教護協会」が大きな機能を果たしていることが判明しました。そこで今回は、教護協会関係者を訪問し、他機関との連携について調査しました。

また、北九州市教育委員会を訪問し、北九州市における学校を起点とした他機関との連携状況について、教育委員会からの評価を調査しました。

参加者と調査結果の概要は以下の通りです。

参加者

1. 早稲田グループ(全 4 名)
 - ① 小西暁和(早稲田大学法学学術院准教授／児童福祉行政機関調査担当グループ／グループリーダー) ※北九州市調査に参加
 - ② 宮古紀宏(早稲田大学教育・総合科学学術院助教／学校教育行政機関調査担当グループ／連携研究者) ※北九州市調査に参加
 - ③ 宋倉悠太(早稲田大学社会安全政策研究所研究助手／研究代表者及びその率いるグループ／連携研究者) ※札幌市調査に参加
 - ④ 帖佐尚人(早稲田大学大学院教育学研究科博士後期課程／学校教育行政機関調査担当グループ／研究アルバイト) ※札幌市調査に参加
2. 北九州市教育委員会指導第二課応対者(全 3 名)
 - ① 秋山俊史(北九州市教育委員会指導部 指導第二課 生徒指導担当課長)
 - ② 榎田慶一(北九州市教育委員会指導部 指導第二課 指導主事/福岡県警北九州少年サポートセンター係長)
 - ③ 山下新三(北九州市教育委員会指導部 指導第二課 指導主事)
3. 札幌市学校教護協会応対者 (全 1 名)
 - ① 二ノ田仙彦(札幌市栄南中学校教諭)

調査結果概要

(A) 札幌市学校教護協会に関する補充調査

① 参加校

学校教護協会は、札幌市内のほぼ全ての公立・私立の中・高等学校が加盟する任意団体である。学校の内訳をみると、市内の中中学校数は公立 100 校(うち分校 4 校)、私立 7 校、国立

1校の計108校で、そのうち分校4校を除く全中学校(104校)が加盟している。一方、市内の高等学校数は公立36校、私立20校(うち通信制1校)の計56校で、そのうち通信制1校以外の全ての高等学校(55校)が加盟している。また、市内の定時制併設高校8校(公立7、私立1)のうち、6校の定時制課程は同校の全日制課程とは別に加盟しており、この他特別支援学校からも3校の加盟があり、総計168校が加盟している状況である。

②管轄および構成員

現在は、市内を11区に分けて管轄している。札幌市には10区あるが、北区のみ北地区・南地区の2区に管轄を分けている。

各学校の校長が「理事」を、生徒指導担当教員が「幹事」をつとめており、常任幹事(20名程度)と、地区代表幹事(11名)が中心となり事務局を運営している。各区には地区代表幹事校があり、「地区幹事研修会」の日程調整を行っている。

研修会には各区の中学校・高等学校の生徒指導担当教員のほか、オブザーバーとして各区の所轄警察署・少年サポートセンター・札幌市子どもの権利推進課(補導担当)・札幌市児童福祉総合センター・小学校・札幌市に隣接する市の中学校・高等学校も参加している。なお、平成23年度は「家庭裁判所連絡会」が中止となった関係で、札幌家庭裁判所も参加するようになった。

③学校教護協会の活動

(a)地区幹事研修会による情報交換

学校教護協会では、各区の中学生・高校生の非行問題に関する研修会を地区ごとに年5回開催している。

学校からは、学校内の問題行動(授業妨害・喫煙・小火・カンニング・いじめ等)や学校近辺での不審者情報など、子どもの被害防止に関する話題が提供され、勉強会が開催される。一方、参加機関からは各区の学校外での問題行動(ゲームセンター・カラオケボックス・繁華街などでの深夜徘徊・不純異性交遊・たむろ行為)に関する話題が提供されている。

(b)関係機関との合同巡視活動

地区幹事研修会の終了後などには、関係機関と合同での巡視活動を実施している。ただし、過去に札幌市青少年補導センターに事務局が設置されていた頃と比べると、合同巡視の規模は格段に縮小している。なお、「巡視」は、時には軽い指導を伴うこともあるがあくまで声掛けが主であり、氏名・住所等を聞き出して指導する警察の補導活動とは意味合いが異なるものである。

④札幌市学校教護協会が非行防止において果たしてきた機能(多機関との関係を中心に)

(a)警察・少年サポートセンターとの関係

教護協会の地区幹事研修会は、他機関も集まれる場を提供することで、地理的に広域かつ複数の機関に関わる児童・生徒の問題行動について、定期的な意見交換が実施できる場を提供しているといえる。とりわけ、複数の中学校に関わる問題行動、中学校と高等学校の生徒にまたがる問題行動、札幌市内と札幌市外の学校にまたがる問題行動などについて、所管に

捉われない広域的な視点から意見交換を実施し、相互のコンセンサスを得ることが可能になっている。このことは、実際に複数校にまたがる生徒集団の問題行動が生じた際に、サポートセンターが「少年サポートチーム」の結成することを容易ならしめているともいえる。特に、学校とサポートセンターとは集団非行やネット関係のトラブルなど、複数の学校が関係する事案で連携することが多いため、複数機関が一同に会する教護協会の研修会は事前に問題対応方針を協議できる場として有効に機能しているといえよう。

なお、情報交換の「適正性」については、2011（平成 23）年 3 月に北海道警と札幌市教委の間で「子どもの健全育成サポートシステム」の協定書が取り交わされており、法的にも担保されている。

(b) 児童相談所との関係

また児童相談所としても、地区幹事研修会が、触法少年・虞犯少年等のケース対応方針を協議できる場になっており、「受け身」の相談受理機関である児相が、他機関と意見交換ができる数少ない機会として機能していると評価できる。

(c) 学校・教育委員会との関係

一方、学校・教育委員会との関係をみると、地区幹事研修会は小学校・中学校・高等学校の学校間でのタテの意見交換の場として機能しているだけでなく、札幌市内と札幌市外の学校に関する意見交換の場としても機能している。この点、市の管轄を越えた対応は基本的に市教委のみでは難しいので、弾力性のある対応を可能にする教護協会の研修会は、学校間連携においても重要な機能を帯びているといえよう。

(d) 札幌市学校教護協会の非行防止における意義

以上のように学校教護協会は、複数の機関に関わる問題行動に関する適正かつ有効な情報連携の場として機能しており、(a)学校間の情報連携、(b)学校と他機関の情報連携のみならず、(c)学校以外の他機関同士の情報連携も可能にしているといえる。また、各区の学校が起点となって他機関を招集した地区幹事研修会を開催することで、広い面積を有する札幌市内における情報連携のネットワークが地区ごとに整理されているともいえよう。

さらに、これまでは道警の補導職員による補導に同行する形での巡視活動が札幌市青少年補導センターを中心に活発に行われていたが、札幌市では近年、合同巡視を除く個々の学校教員による校外での巡視活動は縮小傾向にある。地区幹事研修会には、こうした巡視活動の規模縮小に伴う校外での情報収集不足を補っているというメリットもあるように思われる。

なお、学校教護協会は発足が 1926(大正 15)年と非常に長い歴史を有しているが、戦後も解体されることなく残存した理由については、さらに調査を続けていく予定である。

(B) 北九州市教育委員会での補充調査

①被虐待事案・非行事案における教育委員会・市内小中学校と子ども総合センター（児童相談所）との連携状況

(a) 予防のための取組みについて

予防のための取り組みとしては、要保護児童対策地域協議会や非行相談連絡会議における被虐待事案・非行事案の情報共有、「児童虐待対応リーダー（正式な役職ではない）」の養成、子ども総合センターと学校の役割分担による児童の見守り、保護者への指導などが行われている。「児童虐待対応リーダー」の養成研修会は、子ども総合センターで実施される。管理職の他、中学校では生徒指導担当の教員、小学校については生徒指導主任も考えられるが、学級担任を持っており参加が難しい場合は、養護教諭や児童生徒支援加配教員が参加することもある。

(b)被虐待事案・非行事案の相談・通告の状況について

被虐待事案・非行事案の相談・通告は学校長を通じて行っている。相談・通告にあたっては、必ず区担当の指導主事へ学校長から連絡をすることにより、市教育委員会指導第二課でも児童生徒の状況を把握できるようにしている。また、学校支援担当となっている区担当の指導主事は、定期的に子ども総合センターを訪問し、センターの非行相談担当や教育相談担当の職員との情報交換を行っている。虐待対応マニュアルについては、警察や消防、教育委員会、児童相談所、病院の代表が集まって作成したものを学校に送っている。また、区担当は常に学校を巡回しており、被虐待事案の対応に関する助言を学校にするようにもしている。

(c)子ども総合センターからの児童生徒に関する照会への対応について

生育歴等についての問い合わせがあった場合は、学校側が聞き取りに応じている。

(d)子ども総合センターによる被虐待事案・非行事案の調査・児童生徒の援助に際しての学校の協力について

虐待等が疑われる児童の通告、学校情報の提供、子ども総合センターが行う安全確認への協力、児童の見守りを実施している他、特に再発のリスクが高いものと考えられる場合は、学校へ密な情報提供を依頼している。また、ケース会議への参加協力、子ども総合センターへの通告義務があることについての保護者への説明も行う。

(e)情報交換のための定期的な協議会の開催について

毎月一回、非行相談連絡会議が子ども総合センターで行われており、市教育委員会指導第二課、福岡県警少年課、子ども家庭局青少年課、子ども総合センター非行ライン、教育相談ライン、少年サポートチーム、少年サポートセンターなどが参加している。

②教育委員会と子ども総合センターとの間での人事上の連携状況

子ども総合センターでは、退職校長等の教員 **OB** を再任用という形で雇用している。児童虐待防止担当課には、子どもの扱いに慣れており、保護者対応も上手い現職教員がケースワーカーとして出向している。北九州市は、子ども総合センターに現職および **OB** の教員を採用している点が特徴的である。もとより、児童福祉の現場では福祉職採用が拡大することが最も望ましいであろうが、財政上福祉職採用が困難な自治体において、不登校、非行等の対

応がうまく、人的・物的な管理もでき、保護者や関係機関との対応についても適している教員を採用することでその問題を克服しようという試みは注目に値するといえよう。

③少年支援室と教育委員会・市内小中学校との連携状況

子ども総合センターには全 5 か所の少年支援室があるが、特に少年補導センターの機能を有する「わかぞの」「かなだ」「くろさき」の 3 支援室については、学校支援を行う区担当の主導主事が定期的に訪問し、支援対象となっている生徒の把握等を行なっている。

④市内小中学校におけるスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)の活動状況

SSW は精神保健福祉士や社会福祉士の資格を有しており、現在市内に 4 名という配置で運用しており、各区をそれぞれ分担している。1 人当たり 50 名ほどの対象児童をかかえており、主として家庭環境の問題に関する事案で関わることが多い。家庭環境上なかなか学校が関われない、あるいは学校に対して拒否的であるようなケースに対して、市役所の保護課や子ども総合センターにつなぎながらケース会議を開く活動などを行っている。とりわけ発達障害のある児童生徒で、保護者が障害を受容できない、認められない事案等で SSW が活躍する場面が見られる。今後は SSW の増員が課題である。

⑤市内のスクールカウンセラー(以下、SC)の配置状況

SC は全中学校に配置しており、2011 (平成 23) 年度で 105 名いる。小学校に対しては、中学校から派遣しており、雇用形態は非常勤であり、病院などと掛け持ちながら勤務していることが多い。県の臨床心理士会に人選してもらい、教育委員会も関わりながら、配置先を決定する。SC は主にいじめ、不登校の問題に対応している。

⑥学校・教育委員会と警察との連携状況

(a)学校警察連絡協議会 (学警連)

8 か所に分かれる警察署管内において、国立・公立・私立の小中高等学校・特別支援学校と警察とが連携を取りながら、学警連を設置している。主な活動内容は、児童生徒の非行防止、犯罪による被害防止、安全確保等のために必要な情報交換および調査研究、児童生徒の健全育成のための広報・啓発活動、地区学警連の連絡調整、その他地域ごとの必要な取組みを行っている。シンナーや暴走行為の撲滅等が重要な目標として位置付けられている。主な活動としては、年 4 回の市内一斉街頭補導があり、2010 (平成 22) 年度は、延べ 2,799 名の関係者が参加している。学校関係者、PTA、警察関係者等が参加する。その関連で、チラシの作成、ポケットティッシュの配布も行っている。また、非行防止に関しては研修を実施している。市内の全中学校に対して保護観察官を講師に迎えて研修を行なっている。

(b)学校警察連絡制度 (北九州市教委と福岡県警との間の協定書に基づく情報交換)

学校警察連絡制度は、福岡県では「福岡児童生徒健全育成サポート制度」という呼称であり、2006 (平成 18) 年 6 月に制定された。学校と警察との間で行う児童生徒の問題行動等に関する情報の相互連絡制度を整備し、児童生徒の更なる健全育成および安全確保を図るこ

とを目的としている。学校から警察署への連絡は、非行や問題行動、あるいはそれらによる被害の未然防止等のために校長が警察署との連携を必要と認めた場合に行われる。他方、警察署から学校への連絡は、逮捕事案、もしくは逮捕以外の事案で、警察署長が継続的な対応を必要と認める事案などで行われる。また、児童生徒の善行行為でも警察署から学校へ連絡をすることがある。

(c)非行防止教室・薬物乱用防止教室

各学校で年に1回行っている。また昨年度から新たに「暴力団排除教育」を開始した。これは、条例が昨年7月に制定されたことを受けて「暴力団から子どもを守る教育」という名称のもとで、すべての中学校で毎年1回、必ず実施することになったものである。

(2)児童相談所に関する補充調査（2011年11月29日および12月27日実施）

本聞き取り調査は、札幌市・北九州市・横浜市の児童相談所における、被虐待事案・触法事案に関する学校・家庭裁判所との連携の実情を探ることを目的として実施しました。

参加者と調査結果の概要は以下の通りです。

参加者

1. 早稲田グループ(全5名)
 - ① 小西暁和(早稲田大学法学学術院准教授／児童福祉行政機関調査担当グループ／グループリーダー) ※北九州市・横浜市調査に参加
 - ② 宮古紀宏(早稲田大学教育・総合科学学術院助教／学校教育行政機関調査担当グループ／連携研究者) ※北九州市調査に参加
 - ③ 宍倉悠太(早稲田大学社会安全政策研究所研究助手／研究代表者及びその率いるグループ／連携研究者) ※札幌市調査に参加
 - ④ 三枝功待(早稲田大学大学院法学研究科修士課程／研究代表者及びその率いるグループ／研究アルバイト) ※横浜市調査に参加
 - ⑤ 伊藤亜佑美(早稲田大学大学院法学研究科修士課程／少年保護司法機関調査担当グループ／研究アルバイト) ※横浜市調査に参加
2. 横浜市北部児童相談所対応者(全1名)
 - ① 岡聰志(横浜市北部児童相談所 相談調整係長)
3. 北九州市子ども総合センター対応者(全3名)
 - ① 守口昌彦(北九州市子ども家庭局子ども総合センター 児童虐待防止担当課長)
 - ② 池浩幸(北九州市子ども家庭局子ども総合センター 非行相談担当係長)
 - ③ 石田英久(北九州市子ども家庭局子ども総合センター 教育相談担当課長)
4. 札幌市児童福祉総合センター対応者(全2名)
 - ① 入江幽子(札幌市子ども未来局児童福祉総合センター相談判定課 相談一係長)

② 村岡章吾（札幌市子ども未来局児童福祉総合センター相談判定課 相談二係長）

調査結果概要

(A) 横浜市北部児童相談所での補充調査

①触法事案に関して

従来、警察において触法事案が発見された場合、児童相談所へは要保護児童通告(児童福祉法 25 条)が行われていたが、2007(平成 19)年 11 月 1 日に「少年法等の一部を改正する法律」が施行されたことで、当該通告の他、以下の少年法 6 条の 6 第 1 項各号に掲げる触法事案では警察からの触法少年事件送致が可能となった。

- 一 第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第 22 条の 2 第 1 項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる少年に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき。

この点、横浜市では、第 1 号に該当する事案は現在までで発生していないが、第 2 号に該当する事案は毎年数件発生している。児童相談所に送致された事案については、児童相談所による調査や関係機関との十分な調整を実施した上、その後の対応を決定しているという。

②児童福祉法 28 条申立事案に関して

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童福祉施設入所措置等を行うことが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、家庭裁判所の承認を得る必要がある(児童福祉法 28 条 1 項 1 号)。

この点、横浜市では、年間数件の 28 条申立が行われている。近年、この申立が行われる事案については、保護者と児童相談所との間で歩み寄りができず、28 条申立以外の対応を採るのが難しいと思われるものが増加しているという。

③学校との連携に関して

横浜市における学校との連携に関しては、各区小学校教諭研修会・児童指導担当教諭協議会・各区中学校生徒指導専任教諭協議会・学校警察連絡協議会等の会議に児童相談所職員が参加している他、2010(平成 22)年に設置された「学校教育事務所」との連携が挙げられる。

「学校教育事務所」とは、市内 4 か所の児童相談所の管轄区域に対応して設置されたものだが、設置後、実際に当該事務所を経由して児童相談所に相談も来ているという。

学校との連携において抱えている課題としては、学校から被虐待児に関する通告がなされ、通告元を明かさないと相談を受けたときの対応である。児童虐待防止法等において学校等の発見者には法律上の通告義務が課せられているが、他方、同様に法律は児童相談所が通告元を明かせないということを規定している。しかし、明らかに学校でしかわかりえな

い事情を基にしている通告内容については通告元を公表しないで対応するには大きな困難が伴うため、学校に理解と協力を求め、連携して対応していくことに努めている。

＊横浜市の学校教育事務所については、「石川 PJ 月報 8・9 月号」(4)②も参照（ URL: http://www.waseda.jp/prj-wipss/jst_geppou8-9.html ）

④家庭裁判所との連携に関して

横浜市では、家庭裁判所と児童相談所等との連絡会が開かれており、家庭裁判所の家事部・少年部に分けて実施されている。家事部に関しては毎年 1 回連絡会を実施しており、少年部に関しては不定期であるが必要に応じて実施しているという。

なお、そういった連絡会の他、児童相談所から家庭裁判所、あるいは家庭裁判所から児童相談所への事案の送致において、児童相談所は家庭裁判所と関わりをもっている。家庭裁判所から児童相談所への送致としては、少年法 18 条の都道府県知事又は児童相談所長送致、及び少年法 24 条 1 項 2 号の保護処分としての児童自立支援施設又は児童養護施設送致がある。都道府県知事又は児童相談所長送致となる事案では、児童福祉司指導(児童福祉法 27 条 1 項 2 号)等による在宅指導が主であり、当初から児童自立支援施設等の施設入所措置を取ることは普通しないという。

家庭裁判所とは上記のように各種関わりをもっているが、家庭裁判所はあくまでも司法機関であるので、連携をしつつも、不公正なものとならぬよう、「公正さ」を意識した連携が図られている。

(B) 北九州市子ども総合センターでの補充調査

①学校との連携に関して

(a)被虐待事案・非行事案に関する学校との連携の場

虐待事案に関しては、要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）が挙げられる。市レベルでは教育委員会、実務者レベルでは学校、個別ケースレベルでは担当の教諭という区分けで会議に参加している。一方、非行事案については、「非行相談連絡会議」を子ども総合センターで開催し、子ども総合センター非行ライン、教育相談ライン、子ども家庭局青少年課、市教育委員会指導第二課、福岡県警少年課、少年サポートチーム、少年サポートセンターなどの各担当者が参加している。2010（平成 22）年の「非行相談担当課」設置時から正式に「非行相談連絡会議」として毎月実施することとしている。児童相談所が主催する情報交換の場（要保護児童対策地域協議会の「実務者会議」に相当）となっている。

また、上述のように、北九州市では、児童虐待への対応方法に関する研修会を開催している。2009（平成 21）年から保育所を対象に、2010（平成 22）年から幼稚園・小中学校も対象にして「児童虐待対応リーダー」の養成研修会を実施している。

(b)学校との間の被虐待事案・非行事案に関する連絡・調整について

虐待事案に関する学校から子ども総合センターへの連絡については、具体的に名前が挙がっていて虐待が疑われている場合は「通告」、そうでない場合は「相談」としているとのことである。事案によっては、校長も含めて、どう対応していくのが当該児童にとって最善か

を協議しながら進めるということであった。

一方、非行に関しては、とりわけ児童自立支援施設などに入所した児童が学校に戻る場合、その時期をいつにするのかという点に特に重点を置いて、学校等関係機関との間で慎重な調整を行なっているとのことであった。

②家庭裁判所との連携に関して

北九州市では、福岡家庭裁判所の少年部との間で年 1 回「少年保護関係機関と家庭裁判所との連絡協議会」を同裁判所において実施している（児童自立支援施設の状況の説明等）。

本年度は、家庭裁判所から依頼があり、家庭裁判所調査官 1 名の研修を初めて受け入れた。本調査官は、児童相談所における虐待対応の現状に関して研修を受けた。

(C) 札幌市児童福祉総合センターでの補充調査

①学校との連携に関して

(a)被虐待事案・非行事案に関する学校との連携の場

被虐待事案に関しては、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議のほか、日常的に学校対応についての相談・助言を行っている。他方、非行事案に関しては、必要に応じて「少年サポートチーム」を立ち上げ連携した対応を行うほか、「札幌市学校教護協会」の地区幹事研修会研修会に参加し、情報共有等を図っている。

また、児童相談所職員が学校管理職や教職員を対象とした各種研修会を行うほか、札幌市独自の取り組みとして、市民の求めに応じて地域に赴き研修会を実施する「出前講座」を行っており、児童福祉総合センターでは、「児童相談所の現状と課題」「児童虐待の現状と対応について」「里親制度を御存知ですか？」「発達障害ってなあに？」などのテーマを設け、PTA 等からも申出があれば説明に行くということである。

(b)学校との間の被虐待事案・非行事案に関する連絡・調整について

札幌市においても、学校側から児童福祉総合センターへの被虐待事案の連絡については、学校が対応可能な場合の「相談」と児童相談所が介入すべき「通告」とがあるということであった。とりわけ「通告」の場合、保護者からのクレームを危惧する学校が多く、児童福祉総合センターとしても学校と保護者との関係が壊れないよう配慮するとのことである。また、現職の教員が児童福祉総合センターへ派遣されたことで、学校関係者に対する研修会が活発化したことや、「出前講座」の実施などにより、近年は連携が一層進んでいると評価できる。

②家庭裁判所との連携に関して

札幌市児童相談所では、法改正等に応じて不定期に家庭裁判所との間で協議会を実施しているほか、家庭裁判所が主催して隔年で開催される「家事関係機関連絡会議」に、教育委員会や警察関係者とともに児童相談所職員も出席している。

また、家庭裁判所調査官・書記官に講師を依頼し、家庭裁判所送致等について児童相談所職員研修会を実施している。

以上